

都市内分権の推進について



～真の住民自治の確立を目指して～

長野市地域振興部都市内分権課

概 論

- ◆長野市の概要・総合計画における位置づけ
- ◆都市内分権とは
- ◆住民自治協議会とは

長野市の概要

- ◆平成17年に1町3村
平成22年に1町1村
と合併
- ◆人口 387,146人
- ◆世帯 153,202世帯
(H23年4月1日現在)
- ◆面積 834.85Km²
- ◆市内32の地区
(合併時の市町村単位)
- ◆地区単位に27支所



地方自治の転換期

- ◆地方分権の進展
- ◆厳しい財政状況

市役所

- ◆少子・高齢化 人口減少
- ◆市民要望の複雑・多様化

地域

- ◆役員の担い手不足
- ◆無関心層の増加
- ◆市役所が遠くなった

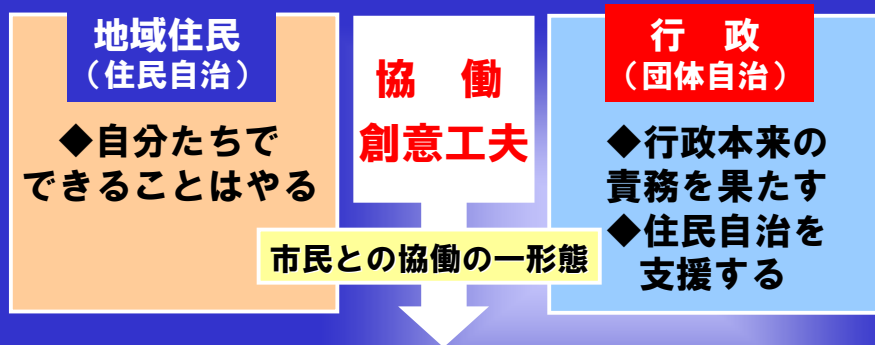
これまでと同じやり方では解決できない

都市内分権とは？

5

様々な課題の出現 ▶ **新しい地方自治の仕組み** が必要

地方分権の市内版 ▶ **都市内分権** を選択



実情に応じた地域づくり⇒元気な長野市

補完性の原理 (都市内分権を進める上で)

6

- ◆自分でできることは**自分で**
- ◆一人でできないことは**地域で**
- ◆それでもできないことは**行政**が行う

自 助

共 助
(互助)

公 助

自治会や区 (行政連絡区) と「住民自治協議会」の関係も同様

住民自治協議会の役割

7

住民主体のまちづくりの中核組織

市内32地区

- ◆地区の意見をまとめる
- ◆地区の将来像を描く
- ◆地区の課題に取り組む



住民自治協議会の三原則

地区を代表
する

計画性を
持つ

適切な
役割分担

平成22年度 新しい自治の仕組みへ

8

市民と行政が協力し合う『協働』

住民自治
協議会

住民の福祉の増進
(共通の目的)

市役所

地区の自主的な事業と必須事務

財政支援やその他の支援

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

住自協と市は協働のパートナー

9

住民自治協議会

市役所

1 協働に関する**条例** H21.4月施行

共通の目的である**住民の福祉の増進**に向かつて協働する関係

2 **基本協定** H21.4月締結

- ◆住自協はよりよい地域づくりを行う
- ◆市は住自協を支援（財政的）
- ◆住自協は全市共通一律の（必須）事務を実施

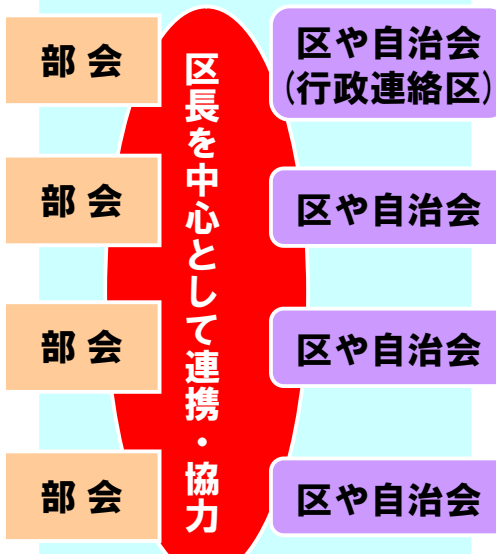
3 **年度協定** 毎年度締結

住民自治協議会と区や自治会の関係

10

○○地区 住民自治協議会

- ◆各区が共通して困っていること
- ◆区だけでは解決できないこと
- ◆地区全体で取組むことが効果的



- ◆従来どおり（独自）の活動
- ◆住自協と連携、協力する活動

新しい仕組みを考えるとき

- ◆見直しのねらい
 - 住民負担の軽減
 - 住民の主体性・柔軟性を高める
 - 市民と行政との適切な役割分担
 - 住民自治協議会の機能発現
- ◆見直しのポイント
 - ダウンサイジング(スリム化)の時代
 - 拡大思考を持ち込まない(今あるものの再編)

住民主体のまちづくりを推進

柔軟なまちづくりができる環境の整備

平成22年度から実施

◆市が主導して設置した
団体と委嘱制度 → 発展解消

◆廃止される団体等への
補助金 → 一括交付

◆研修会・イベントへの
動員(平成21年から) → 廃止

発展的に解消した団体(連合組織)

13

- ① 区長会連合会
- ② 交通安全推進委員会 (母の会部会を含む)
- ③ 保健補導員会連合会
- ④ 環境美化連合会
- ⑤ 地域公民館連絡協議会連合会
- ⑥ 少年育成委員協議会
- ⑦ 青少年育成市民会議
- ⑧ 子ども会育成連絡協議会
- ⑨ 人権同和教育促進連絡協議会

団体の地区組織の存続は各地区の判断に委ねられます

市長から一律の委嘱を取り止めました

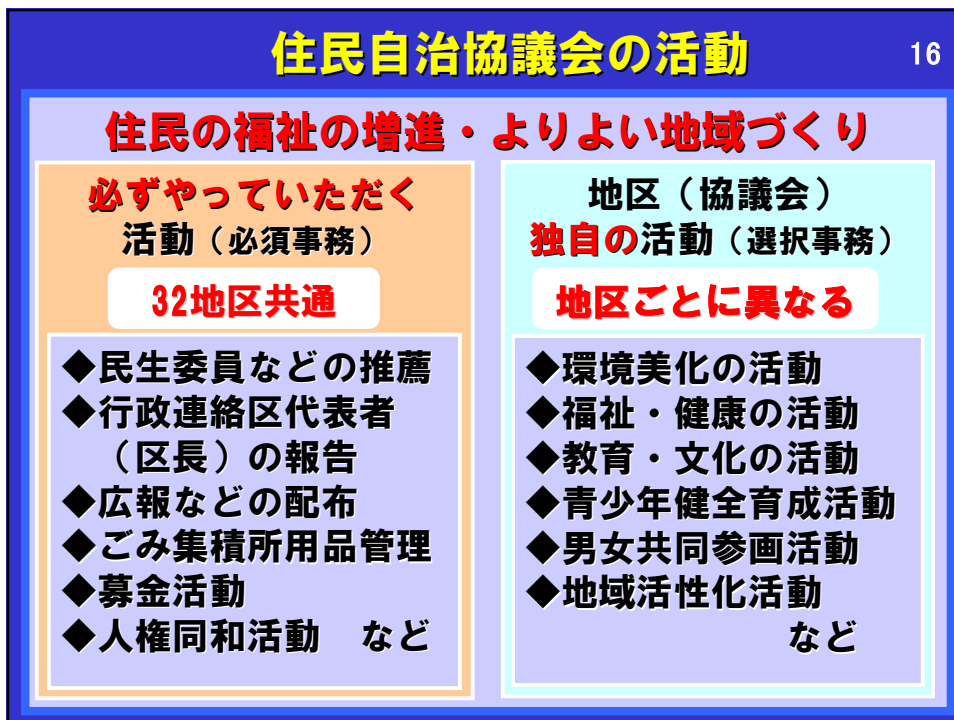
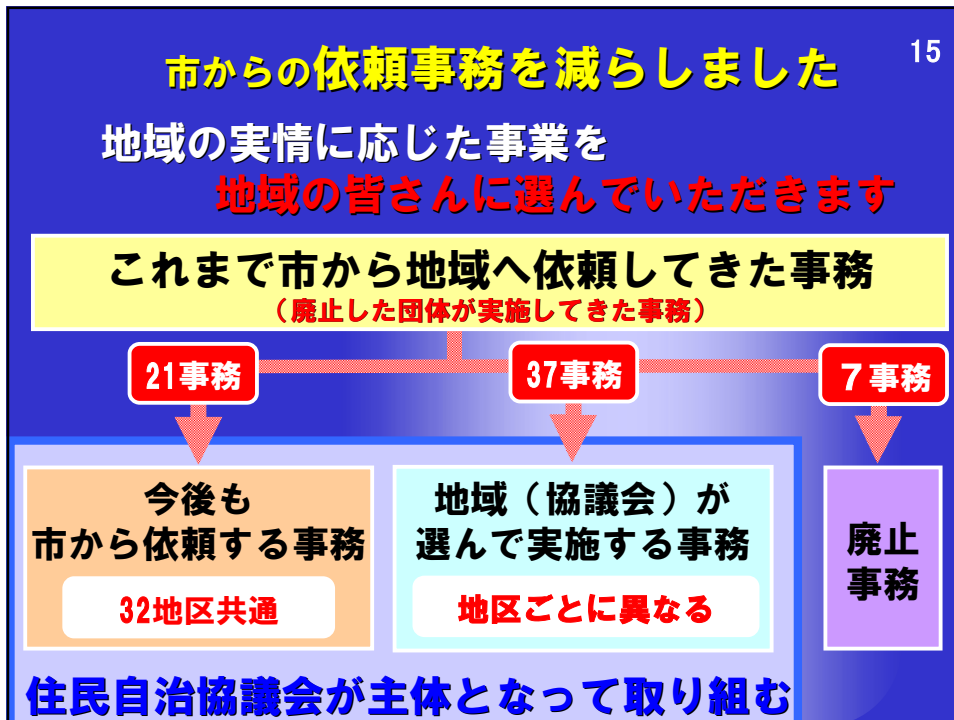
14

- ① (行政連絡員としての) 区長
- ② 交通安全推進委員
- ③ 交通安全母の会連合会理事・代議員
- ④ 高齢者交通安全推進員
- ⑤ 男女共同参画市民推進員
- ⑥ 保健補導員
- ⑦ 環境美化指導員
- ⑧ 青少年健全育成指導員
- ⑨ 少年育成委員
- ⑩ 人権同和教育指導員

活動の担い手

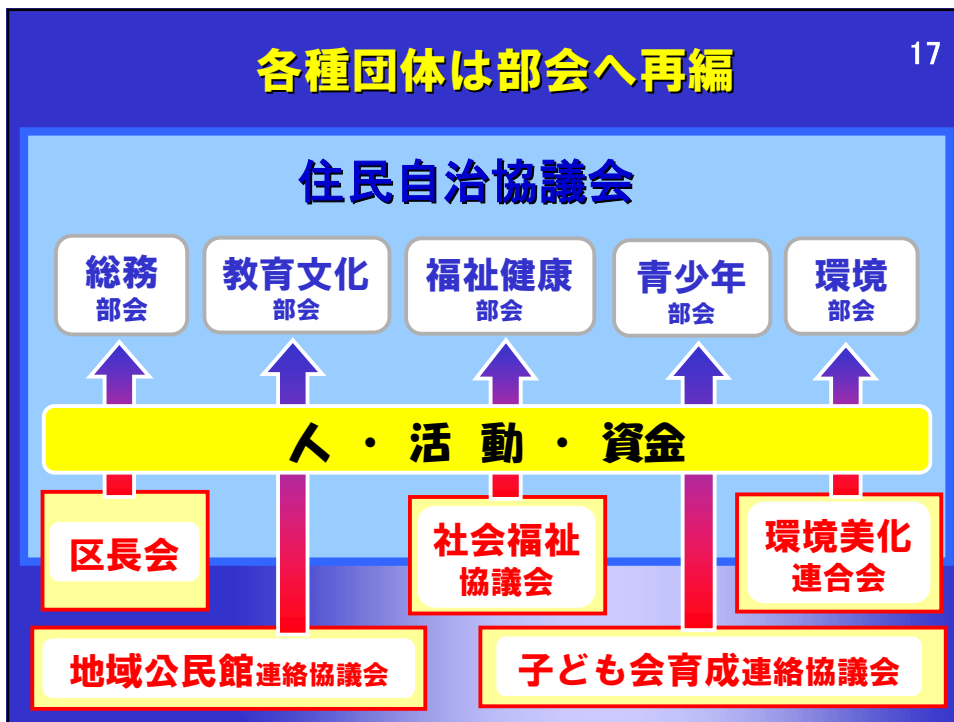
地区の特性に応じて

自主的に選出が必要



各種団体は部会へ再編

17



住民自治協議会の組織（自治会とのつながり） 18

- ◆ 第一地区 自治会からの担い手+協力団体
- ◆ 協力団体は 独自の仕事をしながら協議会と連携協力

部会	委員会	構成委員	協力団体
総務	各町代表者会議	各区区長	白バラ友の会 遺族会
安全防災	安全	各区防犯担当者	防犯協会 安協
	防災	各区自主防災担当者	日赤奉仕団 消防団
健康福祉	健康	各区旧保健補導員	老人クラブ
	福祉	各区旧福祉推進委員	民協 身障協等
環境		各区旧環境美化推進会長	
教育文化	人権	公民館長 各区推進員	保護司会
	青少年	各町育成会長 PTA等	警察ボランティア協会

予算総額 約780万円

- ◆ うち「地域いきいき運営交付金」650万円を見込む
- ◆ H22に大きく見直したため、これを踏襲する予算とした
- ◆ 職員を2名雇用して事務局体制を拡充

仕組みの見直し

- ◆行政の適切な支援
- ◆住民自治協議会の進むべき道の模索
- ◆行政との適切な役割分担

見えてきた課題と対応

課題

対応

住民自治協議会の自立
・継続性の担保のため
事務局の拡充が必要

事務局人件費を増額
100万円から**190万円**に
(世帯数の多い地区には
さらに加算)

役員の**負担が大きい**
むしろ**増えた**

適切な**役割分担**や
事務事業の**優先順位付け**

支所の**支援に**
ばらつきがある

支所機能を見直し
統一した支援体制を検討

市からの文書が
各課から五月雨式に届く

原則として都市内分権課
から**一括送付**

地区活動支援担当者会議と住自協連絡会 21

住民自治協議会への周知・協議事項は
地区活動支援担当者会議・連絡会へ案件として提出
文書は**都市内分権課**から一括して送付

地区活動支援担当者会議

- ◆ **毎月** 部長会議と同日開催
- ◆ 住民自治協議会へ知らせたいこと
- ◆ 案件は**決まった日までに都市内分権課**へ連絡・送付

住民自治協議会連絡会

- ◆ 市と地域との代表協議機関
- ◆ 住自協会長 32名で構成される
- ◆ **隔月（奇数月）**開催
- ◆ 重要な周知・協議事項等

住民自治協議会に対する支援(1) 22

職員による支援

地区活動支援担当（支所長など）

- ◆ 当分の間、事務局を担う
 - ◆ 活動を側面的に支援
- 将来的に住民自治協議会事務局は自立

都市内分権課

- ◆ 総合的な調整
- ◆ 住民自治協議会連絡会の事務局
- ◆ 住自協の予算等適正執行と活動に対する相談等

事業担当課

- ◆ 地区活動支援担当や都市内分権課と連携して、担当する**専門的立場**から対応

住民自治協議会に対する支援(2)

23

財政支援

1 地域いきいき運営交付金

総額 約2億9千万円

事務局の人件費含む 1地区190万円×32地区
さらに世帯が多い地区に加算あり

できるだけ用途を限定せずに柔軟な運用を

- ◆積立金 あらかじめ事業計画を定める
- ◆繰越金 当該年度交付金の概ね3割以内

住民主体のまちづくりが可能になります

2 地域やる気支援補助金

財政支援

24

- ◆住自協からの事業提案により対象事業を決定
(恒例事業等の継続的な事業は対象外)

- ◆予算総額1,000万円、1地区100万円上限

平成22年度の状況

- ◆申請 18地区 32事業 1,608万円
- ◆採択 14地区 16事業 979万円
- ◆選考 公開選考委員会

平成23年度の状況

- ◆申請 16地区 22事業
- ◆採択 15地区 18事業 986万8千円

中山間地への支援

25

やまざと支援交付金

市内13地区

- ◆中山間地域を含む住民自治協議会に交付
- ◆1地区60万円 予算総額 780万円

互助機能の促進を図り、中山間地域特有の課題解決を目指す

地域活性化推進員の配置

- ◆地域の実情を把握するため、集落点検実施・マップ作成
- ◆やまざと支援交付金の活用計画を策定
- ◆地域資源の洗い出し、住民自治協議会との協働により、地域活性化に向けた取り組みへの支援
- ◆その他集落支援（有害鳥獣被害対策支援、不法投棄パトロール、グリーンツーリズムへの支援）など

将来へ向けて

26

- ◆住民自治協議会自立への道筋
- ◆住民の地域社会への積極的な関わり
- ◆市職員のスキルアップ(技能向上)
- ◆適切な役割分担

